

逗子海水浴場開設7/16～9/5

まん延防止等重点措置適用の延長で開設期間は66日が52日間に短縮されました。



5/28 逗子海岸に設置されている掲示板

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例(規制ルール)
砂浜の飲酒・BBQ等禁止

コロナ禍、逗子市は逗子海水浴場を7月16日から開設予定です。昨年は開設せず、来訪者には新条例で対応。今年には県のガイドラインと市条例に沿って、事業者と利用者のルールの啓発と徹底を進め、コロナ対策では感染状況等に応じて、期間短縮、海の家への休業等の措置が図られます。



日本共産党逗子市議団



岩室年治

橋爪明子

2021年6月 臨時号①

事務所 沼間2-15-4 871-1321
市役所 873-1111 内線418
岩室自宅 fax 871-7969

コロナ禍、海水浴場のルールと対策

逗子海水浴場の運営に関する検討会は、「2021年度の逗子海水浴場事業者・利用者ルール」を策定、海の家は6月1日から建築が始まり、開設期間は7月2日から9月5日までの66日間を予定。(まん延防止延長で開設7/16に変更)

コロナ対策として「感染防止に関するルール」を策定。以下が主な概要です。

(1) 海水浴場設置者(逗子市)が行なうべき事項

①場内放送を1時間に1回、来場者への身体的距離(できるだけ2m、最低1m)の確保を呼びかける。②感染防止の情報提供に取り組む。③監視員・警備員・看護師の毎日健康チェック。④接触確認アプリ等の活用。

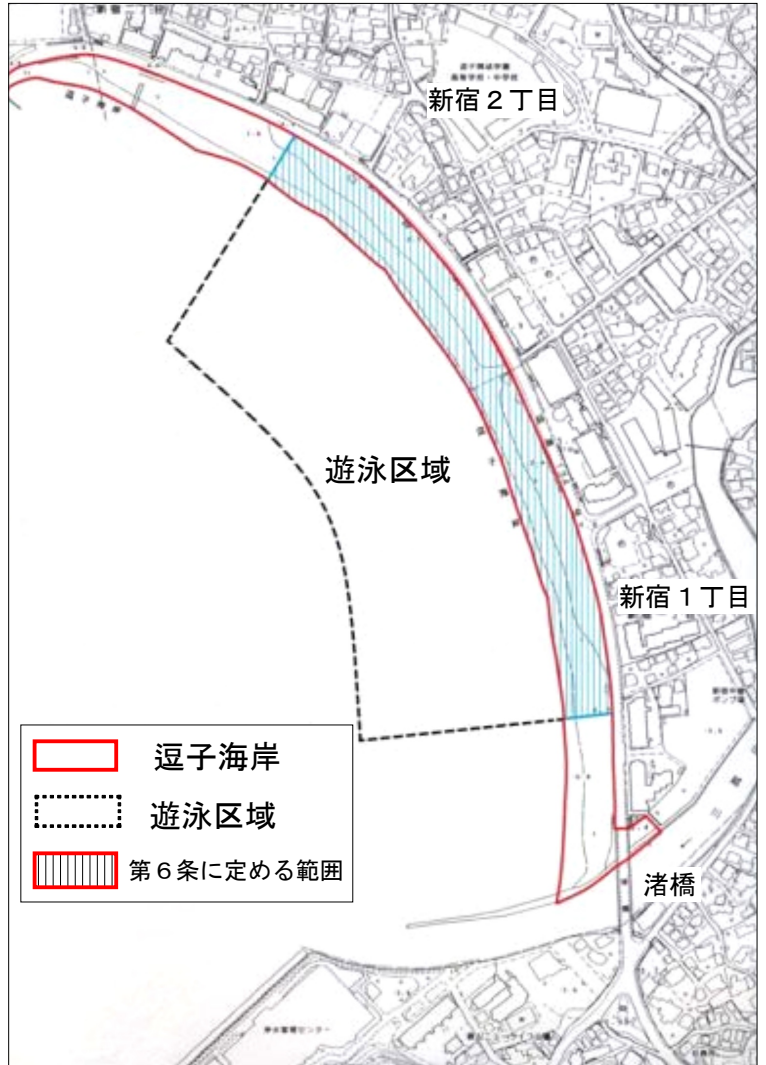
(2) 海の家営業者が行なうべき事項

ア. 飲食店 ①「県感染防止対策取組書」の活用と表示。②従業員に周知。③身体的距離を確保して客席を配置、設備等の設置。④従業員と来客等のマスク着用を徹底。⑤MASK(マスク・消毒・アクリル板等遮蔽・距離と換気)を徹底し、黙食・個食・マスク飲食の呼びかけ。⑥レジのスペース確保。⑦手洗い・手指消毒の徹底。⑧消毒液の設置。⑨従業員の体調管理、来客等の入店時体調チェック。⑩換気扇の常時使用、換気への配慮。⑪店内消毒、来客の入れ替え時の消毒。

イ. 更衣休憩所(略)

ウ. レンタル店・物販店(略)

(3) 来場者が行なうべき事項 (略)



【逗子海水浴場の運営に関する検討会の構成20人】
公募市民4人、商工・観光団体3人、海岸近隣町内会4人(新宿・下桜山・逗子6・7)、児童・青少年関連団体2人、防犯協会、逗子海岸営業組合、逗子マリン連盟、市民協働部長、市長推薦2人、※オブザーバー5人 逗子警察・県保健所・県土木事務所・県政総合センター・財かながわ海岸美化財団

基礎疾患がある方・高齢者施設等の従事者にも接種へ

- 接種対象 ①16歳～64歳の方で基礎疾患を有する方は約3,800人
②施設従事者は約900人
③60歳～64歳の方約3,500人(※申請不要です)

■受付期間 6月1日～14日(当日消印有効)

■申請方法 「コロナワクチン接種券送付申請書」を市へ郵送
「6月広報ずし」別冊に掲載。返信用の封筒も同時配布

■接種券発送時期 7月中旬

■59歳以下の方の発送は調整中。

コロナ対策

